

USPTO が第三者による情報提供の奨励施策 「Peer Review Pilot」の試行開始を発表

2007年6月7日
JETRO NY 澤井、中山

USPTO は本日、特許審査を促進すべく、特許出願に対する第三者からの情報提供の奨励施策として、コミュニティーパテントレビュー¹に関する試行プログラム (Peer Review Pilot) を 15 日から開始すると発表した。²

コミュニティーパテントレビューとは、既報³のとおり、特許審査官が行っている先行技術調査のほか、外部のオープンネットワークによる第三者のレビューを通じて、有用な先行技術情報を審査官に提供するもの。本プログラムの実施については、本年3月に策定された USPTO 戦略計画⁴の具体的イニシアティブ⁵として明示されているところ。同プログラムは、Community Patent Review Project (CPRP) と USPTO との共同イニシアティブとして、コンピュータ・ソフトウェア関連分野 (TC2100) のうち、最大 250 件の公開された出願を対象に、15 日から 1 年の期間を定め実施する予定。

USPTO の発表によれば、本プログラムは、CPRP のウェブサイト⁶上に、予め登録しているコンピュータ分野の専門家が、同プログラム対象出願のレビューを実施し、先行技術情報を USPTO に提供する仕組み。提供にあたっては、先行技術情報だけでなく、出願との関連性についてコメントを付すことも可能⁷。先行技術情報は 1 件の出願に対して最大 10 件まで提出することができる⁸。レビュー結果の提出期限は当該出願の公開日から 18 週以内とされている。現行の特許規則によると、情報提供期間は公開から 2 ヶ月以内とされているところ、本パイロットプログラムでは、かかる規定の適用を放棄 (waive) するとしている。CPRP からのレビュー結果を受けた出願は審査官に即座に配付され、通

¹ IBM が 06 年 1 月に提唱した特許の品質向上を目指した 3 つのイニシアティブの 1 つ。「Peer to Patent」とも「Open Patent Review」とも称される。ニューヨーク・ロースクール 情報法・政策研究所長 (Director of Institute for Information Law & Policy) の Beth Noveck 教授がプロジェクトリーダーとして指揮。 <http://dotank.nyls.edu/communitypatent/>

² プレス発表: <http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/07-21.htm>

詳細情報: <http://www.uspto.gov/web/offices/pac/dapp/opla/preognotice/peerreviewpilot.pdf>

³ 2007 年 3 月 6 日付け知財ニュース「コミュニティーパテントレビューについて米紙報道」を参照

⁴ 2007 年 3 月 26 日付け知財ニュース「USPTO が次期 5 年戦略計画の最終版を公表」を参照

⁵ 原文 「Encouraging submission of relevant prior art by participating with a consortium of patent users, applicants, attorneys, and members of the academic community to build a system to actively solicit prior art, especially with regard to software applications」

⁶ <http://www.peertopatent.org/>

⁷ 現行では出願人の同意がなければ、かかるコメントは提出できないため、本レビューの対象として出願を提供する場合には、コメントの提出に出願人が同意することを参加の条件としている。

⁸ 提出様式: <http://www.uspto.gov/web/patents/peerpriorartpilot/submission.pdf>

常の出願に比べ審査期間が短縮されることとなる。なお、TC2100 の平均審査期間は06年の報告によれば、44ヶ月間を要し、他分野と比べても最長となっている⁹。

USPTO は、本プログラムは審査終了前に審査官へ最良の情報を提供する新たな手法を探る USPTO の広範囲にわたる取り組みの1つであるとしている。こうした取り組みの1つとして、「AQSS ; Applicants quality submissions¹⁰」の実施についてもサポートすることを併せて述べている。さらに、今議会で審議中の特許改革法案に盛り込まれている第三者による情報提供機会の拡張を支持するとして、これら3つの施策の組み合わせにより参加型審査プロセスが促進され、より効率的かつ効果的な特許審査を可能にするとしている。

(了)

⁹ [2006年11月29日付け知財ニュース「USPTO2006年度年報の公表」](#) (表3) を参照

¹⁰ [2007年5月18日付け知財ニュース「米商務省・特許商標庁が特許改革法案に関して下院小委員長へ書簡」](#) を参照